

議案第74号

東郷町都市公園条例の一部改正について

東郷町都市公園条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和4年11月28日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額を見直す必要があるからである。

東郷町都市公園条例の一部を改正する条例

東郷町都市公園条例（昭和54年東郷町条例第11号）の一部を次のように改正する。

別表第2中備考以外の部分を次のように改める。

別表第2（第16条関係）

種類	区分		単位	使用料
公園施設を設ける場合	法第2条第2項に掲げる施設	飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの	使用面積1平方メートル1年につき	1,700円
都市公園を占有する場合	法第7条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本1年につき	950円
		第2種電柱	1本1年につき	1,500円
		第3種電柱	1本1年につき	2,000円
		第1種電話柱	1本1年につき	850円
		第2種電話柱	1本1年につき	1,400円
		第3種電話柱	1本1年につき	1,900円
		その他の柱類	1本1年につき	85円
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9円
		地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5円
法第7条第	水道管、下水	外径が0.0	長さ1メートル	36円

1項第2号 に掲げる工 作物	道管、ガス管 その他これら に類する物件	7メートル未	ル1年につき	
		満のもの		
		外径が0.0	長さ1メート	51円
		7メートル以	ル1年につき	
		上0.1メー		
		トル未満のも		
		の		
		外径が0.1	長さ1メート	77円
メートル以上	ル1年につき			
0.15メー				
トル未満のも				
の				
外径が0.1	長さ1メート	100円		
5メートル以	ル1年につき			
上0.2メー				
トル未満のも				
の				
外径が0.2	長さ1メート	150円		
メートル以上	ル1年につき			
0.3メート				
ル未満のもの				
外径が0.3	長さ1メート	200円		
メートル以上	ル1年につき			
0.4メート				
ル未満のもの				
外径が0.4	長さ1メート	360円		
メートル以上	ル1年につき			
0.7メート				

		ル未満のもの		
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510円
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000円
法第7条第1項第3号	に掲げる工作物	通路、鉄道、軌道、公共駐車場その他これらに類する施設で地下に設けられるもの	使用面積1平方メートル1年につき	710円
法第7条第1項第4号	に掲げる工作物	公衆電話所その他これに類するもの	1個1年につき	1,700円
		郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	720円
法第7条第1項第6号	に掲げる工作物	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために設けられる仮設工作物	使用面積1平方メートル1日につき	17円
法第7条第1項第7号	に掲げる工作物	標識	1本1年につき	1,400円
		工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	使用面積1平方メートル1日につき	17円
都市公園において行為をす	第5条第1項第1号に掲げる行為	行商、募金その他これらに類する行為	使用面積1平方メートル1日につき	6円

る場合	第5条第1項第2号に掲げる行為	興行を行うこと。	使用面積1平方メートル1日につき	6円
	第5条第1項第3号に掲げる行為	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための行為	使用面積1平方メートル1日につき	6円

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

第1条	第1項	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	第11号	第12号	第13号	第14号	第15号	第16号	第17号	第18号	第19号	第20号	第21号	第22号	第23号	第24号	第25号	第26号	第27号	第28号	第29号	第30号	第31号	第32号	第33号	第34号	第35号	第36号	第37号	第38号	第39号	第40号	第41号	第42号	第43号	第44号	第45号	第46号	第47号	第48号	第49号	第50号	第51号	第52号	第53号	第54号	第55号	第56号	第57号	第58号	第59号	第60号	第61号	第62号	第63号	第64号	第65号	第66号	第67号	第68号	第69号	第70号	第71号	第72号	第73号	第74号	第75号	第76号	第77号	第78号	第79号	第80号	第81号	第82号	第83号	第84号	第85号	第86号	第87号	第88号	第89号	第90号	第91号	第92号	第93号	第94号	第95号	第96号	第97号	第98号	第99号	第100号
-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	-----	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	------	-------

議案の概要

1 改正理由

東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ、使用料の額を見直す必要があるからである。

2 改正内容

東郷町道路占用料条例の一部改正に準じ使用料の額を次のように改めること。

(別表第2関係)

種類	区分	単位	使用料 (単位 円)		
			改正後	改正前	
公園施設 を設ける 場合	法第2条 第2項に 掲げる施 設	飲食店、売店、駐車 場、便所その他の便益 施設で政令で定めるも の	使用面積 1平方メ ートル1 年につき	1,700	1,900
		都市公園 を占用す る場合	法第7条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	第1種電柱 第2種電柱 第3種電柱 第1種電話柱 第2種電話柱 第3種電話柱 その他の柱類	1本1年 につき 1本1年 につき 1本1年 につき 1本1年 につき 1本1年 につき 1本1年 につき

		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートル1年につき	9	9
		地下電線その他地下に設ける線類	長さ1メートル1年につき	5	6
法第7条第1項第2号に掲げる工作物	水道管、下水道	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	36	40
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	51	57
	ガス管その他	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	77	85
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	100	110
	これらに類する物件	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	150	170
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	200	230

		のもの			
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	360	400
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの	長さ1メートル1年につき	510	570
		外径が1メートル以上のもの	長さ1メートル1年につき	1,000	1,100
法第7条 第1項第 3号に掲 げる工作 物	通路、鉄道、軌道、公 共駐車場その他これら に類する施設で地下に 設けられるもの	使用面積 1平方メ ートル1 年につき	710	680	
法第7条 第1項第 4号に掲 げる工作 物	公衆電話所その他これ に類するもの 郵便差出箱及び信書便 差出箱	1個1年 につき 1個1年 につき	1,700 720	1,900 790	
法第7条 第1項第 6号に掲 げる工作 物	競技会、集会、展示 会、博覧会その他これ らに類する催しのため に設けられる仮設工作 物	使用面積 1平方メ ートル1 日につき	17	19	
法第7条	標識	1本1年	1,400	1,500	

	第1項第7号に掲げる工作物	工事用板囲い、足場、詰所その他の工事用施設	につき 使用面積 1平方メートル1日につき	17	19
都市公園において行為をする場合	第5条第1項第1号に掲げる行為	行商、募金その他これらに類する行為	使用面積 1平方メートル1日につき	6	7
	第5条第1項第2号に掲げる行為	興行を行うこと。	使用面積 1平方メートル1日につき	6	7
	第5条第1項第3号に掲げる行為	競技会、集会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのための行為	使用面積 1平方メートル1日につき	6	7

3 施行期日

令和5年4月1日から施行すること。